

記入例

保育園・認定こども園等入園申込書（兼保育児童台帳）

（宛先）岡崎市長

別紙「保育園・認定こども園等入園に係る同意事項」に同意の上、以下のとおり保育園・認定こども園等への入園を申し込みます。

提出年月日を記入

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

（宛先）岡 崎 市 長

入園日時点の保護者住所を記入してください。
現在、岡崎市外在住のかたは、転入予定の
岡崎市の住所を記入してください。

代表者には、児童と同居している
かたを記入してください。

保護者住所	岡崎市 123-4567 十王町二丁目9番地〇〇マンション101
ふりがな	××× ×××
保護者氏名 (代表)	〇〇 〇〇
連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
ふりがな	××× ×××
保護者氏名	〇〇 〇〇
連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

※本人が手書きしない場合は記名押印が必要です。

1 入園児童について

氏 名	生 年 月 日	性 別	利 用 施 設
ふりがな	令和	男	〇〇保育 園
〇〇 〇〇	〇 年 〇 月 〇 日	女	

2 児童の同居家族（同居者全員を記入してください。入所児童本人の記入は不要です。）

氏 名	生 年 月 日	続柄	勤務先又は学校名
〇〇 〇〇	昭・平 〇 年 〇 月 〇 日	父	株式会社〇〇
〇〇 〇〇	昭・平 〇 年 〇 月 〇 日	母	〇〇株式会社
〇〇 〇〇	昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日	祖父	老齡
〇〇 〇〇	昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日	祖母	株式会社〇〇
〇〇 〇〇	昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日	弟	〇〇保育園申込中
〇〇 〇〇	〇 年 〇 月 〇 日	妹	
現在岡崎市外在住のかたは こちらに現住所と転入予定日を 記入してください。			
年 月 日			

※申込日現在の住所が岡崎市外の場合はこちらに記入してください。

住所	〒 234-5678 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇〇マンション〇〇〇号	転入予定日	〇 年 〇 月 〇 日
----	---------------------------------------	-------	-------------

※父又は母が別居の場合はこちらに記入してください。

父 ・ 母	氏 名	年 月 日
	住所	

父又は母が児童と別居している場合は
必ず記入してください。

入園日までに岡崎市に転入しな
いと入園できません。

3 保育園・認定こども園等を必要とする期間・理由

希 望 す る 期 間	令和 ○ 年 ○ 月 1 日から	就 学 ※南都乳児保育園、小規模保育事業所の場合は2歳児の年度末	まで
	令和 年 月 末 日		

就学以外の場合に記入。

具体的な事情を記入してください。（保育認定世帯のみ記入）

父は株式会社〇〇で8:30～17:30勤務（月〇日）

母は〇〇株式会社で9:00～15:00勤務（月〇日）

保育の必要な状況を具体的に記入してください。
母子、父子家庭の場合はその旨を記入してくだ
さい。
1号認定の場合、記入する必要はありません。

保育園・認定こども園等入園に係る同意事項

< 共通事項 >

【個人情報取扱に対する同意事項】

本申込書及び関係書類において、児童福祉事業以外への利用を禁じることを条件に、必要な範囲において個人情報を提供いただきます。

ただし、市の条例に定める範囲内の利用については禁止除外とします。

【給食に係る費用に対する同意事項】

- 1 園で提供される食事やおやつに係る食材料費を、給食費として月額定額で負担していただきます。
- 2 給食費については、あらかじめ、出席率を考慮して設定してありますので、欠席等による免除又は減額は致しません。ただし、途中退園や、やむを得ない理由により長期間園を休む場合は、減免措置がありますので、園へ相談ください。
- 3 給食費の納付は原則口座振替にて実施します。口座登録の手続きが済んでいないかた、登録した口座を変更したいかたについては、園にご相談ください。
- 4 アレルギー等により給食等を喫食できないかたについては、入園前に園にご相談ください。

【その他の同意事項】

- 1 申込書に記載された保護者が保育料・給食費等の利用者負担金の納付義務者になります。
- 2 複数園へ同時に申し込まれた場合、申込みは無効となる場合があります。
- 3 関係書類に不備、不足があった場合、申込みは無効となる場合があります。
- 4 申込締切後に、申込園・入園開始月を変更することはできません。
- 5 入園前の面接には必ず入園希望のお子さんと保護者が出席してください。期日までに面接を受けない場合は、入園することができません。

< 保育認定世帯の同意事項 >

- 1 入園条件（法に基づく保育の必要性）を満たしていない場合、申込みが無効となります。
- 2 申込後、又は入園後に、世帯の状況等の変更により入園条件を満たさなくなった場合、入園（在園）することはできません。
- 3 内定後に自己都合で入園を辞退した場合は、以後の利用調整において不利となる場合があります。

以上の事項に同意します。